

令和 8 年度 定期 監査（前期） 結果報告書

令和 8 年 8 月

港区 監査委員

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき実施した令和８年度定期監査（前期）の結果を、同条第９項の規定により、次のとおり報告します。

令和８年８月４日

港区監査委員

徳 重 寛 之

同

湯 川 康 生

同

二 島 豊 司

同

砂 川 佳 子

《目 次》

第 1	監査の概要	1
1	監査対象部局及び実施期間	1
2	監査対象施設	1
3	監査の主な観点	2
第 2	監査の結果	3
1	指摘事項	3
2	意見事項	7

第1 監査の概要

1 監査対象部局及び実施期間

対 象	期 間
企画経営部 用地・施設活用担当 区役所・デジタル改革担当 防災危機管理室 総務部 会計室 監査事務局 区議会事務局	令和8年4月3日から4月15日まで
街づくり支援部 街づくり事業担当 水辺整備推進担当 選挙管理委員会事務局	令和8年4月16日から4月24日まで
教育委員会事務局教育推進部 教育委員会事務局学校教育部	令和8年4月25日から5月15日まで
産業・地域振興支援部 文化芸術事業連携担当 子ども家庭支援部 児童相談所	令和8年5月16日から6月1日まで
保健福祉支援部 環境リサイクル支援部	令和8年6月2日から6月16日まで

2 監査対象施設

所 管	名 称
産業・地域振興支援部	産業振興センター（産業振興課、観光政策担当）

子ども家庭支援部	子ども家庭支援センター
児童相談所	児童相談所（児童相談課、相談援助担当）
環境リサイクル支援部	みなとりサイクル清掃事務所
教育委員会事務局教育推進部	三田図書館（図書文化財課） 郷土歴史館（図書文化財課）
教育委員会事務局学校教育部	教育センター（教育指導担当） 中学校（三田、港南、赤坂） 小学校（白金、港南、南山、筈） 幼稚園（港南、南山）

3 監査の主な観点

（１）現金・金券等管理事務

現金収納・支払事務、現金管理、金券等管理は適正に行われているか。

（２）歳入事務

調定事務、債権管理事務、国庫補助等の歳入事務は適正に行われているか。

（３）契約事務

履行の完了及びその確認は適正に行われているか。

（４）補助金

補助金の申請、審査、確定、清算は要綱等に基づき、実績報告を含め、適切な時期に適正に行われているか。

（５）施設の安全管理

エレベーターや消防用設備等の機械設備は適正に管理されているか。

第2 監査の結果

現金・金券等管理、歳入、契約事務、補助金及び施設の安全管理に関する事務は、おおむね適正に行われていたと認められる。

しかしながら、一部に次の事項が見受けられたので、今後の事務処理及び事業執行に当たっては、是正されることを望むものである。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度、是正や改善を行うよう口頭で指導した。

1 指摘事項

(1) 適正な契約事務について 【産業・地域振興支援部税務課】

令和7年度当初課税資料に係るスキヤニング及びデータ入力業務委託について、4月分の報告書を確認したところ、契約締結日（令和7年4月1日）よりも前にスキヤニング及びデータ入力業務が履行されていた。

契約の履行は、契約に基づき実施されるものであり、契約の締結より前に業務が履行されることはない。

業務を委託する際は、業務履行のスケジュールを踏まえて適正な時期に契約すべきである。

(2) 適正な契約事務について 【企画経営部区長室】

声の広報みなと制作・配布委託、お台場レインボーバス車内デジタルサイネージ広報番組放送委託及び「ちいばすチャンネル」広報番組放送及び編集委託について、4月分の報告書を確認したところ、契約締結日（令和7年4月1日）よりも前に4月分の広報番組放送、編集及び配布に係る業務が履行されていた。

契約の履行は、契約に基づき実施されるものであり、契約の締結より前に業務が履行されることはない。

業務を委託する際は、業務履行のスケジュールを踏まえて適正な時期に契約すべきである。

(3) 適正な契約事務について 【教育委員会事務局学校教育部学校施設担当】

①「プール循環ろ過装置保守点検委託（使用後・港南中学校他2校）」における青山中学校の循環浄化装置保守点検及び②三田中学校GHP室内機修繕工事について、契約締結日（①令和7年7月28日、②令和7年7月17日）より前に作業が実施されていた（①令和7年7月22日、②令和7年7月2日）。また、お台場学園港陽中学校貯湯槽制御機器外修繕工事については、作業写真の一部の撮影年月日（令和7年9月19日）が履行期限（令和7年9月12日）以降だった。

契約の履行は、契約に基づき実施されるものであり、契約の締結より前あるいは履行期限より後に業務が履行されることはない。また、契約は当事者間で合意した内容であり、履行期限は受注者に遵守させなければならない。

業務を委託する際は、業務履行のスケジュールを考慮し、適正な時期に契約すべきである。

(4) 適正な契約事務について 【白金小学校】

白金小学校合唱コンクール①関東大会バス雇上げ及び②全国大会バス雇上げについて、契約書に公印の押印のみで、契約担当者欄に学校名及び校長名の記載がなかった。

港区契約事務規則第 42 条第 2 項では、相手方に契約書を送付して記名押印させ、さらに当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するとされている。

歳出予算の適正な執行及び契約の適正な履行を担保するうえでも、規則に基づき適正な事務処理を徹底すべきである。

(5) 契約内容の遵守について 【会計室】

公共料金一括支払口座振替情報データ処理委託の仕様書に、「受注者は本件契約の当該月分の業務が完了したときは、発注者指定の完了届出書類を発注者に提出する。」とあるが提出がなかった。

契約は当事者間で合意した内容であり、仕様書で定めた内容は受注者に遵守させなければならない。

業務を委託した際は、仕様書どおりに業務が履行されるよう受注者に対して指導すべきである。

(6) 契約内容の遵守について 【会計室】

公金管理業務DX推進業務委託の仕様書に「契約締結後 10 日以内に、日時、方法、業務責任者氏名、作業人員等を記載した業務実施計画書を提出する。」とあるが、業務実施計画書の提出がなかった。

契約は当事者間で合意した内容であり、仕様書で定めた内容は受注者に遵守させなければならない。

業務を委託した際は、仕様書どおりに業務が履行されるよう受注者に対して指導すべきである。

(7) 適正な検査事務について 【産業・地域振興支援部産業振興課】

港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業支援業務委託について、委託完了届が課長まで供覧されていなかった。

地方自治法施行令第 167 条の 15 第 2 項では、検査は関係書類に基づいて行わなければならないとされており、課長は報告書の確認をもって委託の検査を行わなければならない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき適正な事務処理を徹底すべきである。

(8) 適正な検査事務について 【保健福祉支援部高齢者支援課】

港区立高齢者集合住宅入居に係る実態調査支援業務委託について、4、7、8 及び 12 月分の報告書が課長まで供覧されていなかった。

地方自治法施行令第 167 条の 15 第 2 項では、検査は関係書類に基づいて行わなければならないとされており、課長は報告書の確認をもって委託の検査を行わなければならない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき適正な事務処理を徹底すべきである。

(9) 適正な検査事務について 【子ども家庭支援部子ども家庭支援センター】

通話音声テキスト化・モニタリングシステム運用・保守業務委託について、四半期ごとの作業完了報告書が課長まで供覧されていなかった。

地方自治法施行令第 167 条の 15 第 2 項では、検査は関係書類に基づいて行わなければならないとされており、課長は報告書の確認をもって委託の検査を行わなければならない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき適正な事務処理を徹底すべきである。

(10) 適正な検査事務について 【児童相談所児童相談課】

寝具等交換業務委託について、毎月、納品書兼完了届が提出されているが、全て課長まで供覧されていなかった。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行わなければならないとされており、課長は報告書の確認をもって委託の検査を行わなければならない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき適正な事務処理を徹底すべきである。

(11) 適正な検査事務について 【児童相談所児童相談課】

港区里親支援センター設置運営事業候補者財務状況分析等業務委託について、財務状況分析報告書及び資金計画分析報告書が課長まで供覧されていなかった。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行わなければならないとされており、課長は報告書の確認をもって委託の検査を行わなければならない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき適正な事務処理を徹底すべきである。

(12) 適正な検査事務について 【総務部総務課】

OS更新等に伴う文書管理システム対応業務委託について、完了報告書が課長まで供覧されていなかった。なお、契約書の履行期限は令和7年9月30日であったが、契約書に添付されている仕様書では、履行期限が令和8年9月30日、成果品の提出期限が令和8年3月31日と誤って記載されていた。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行わなければならないとされており、課長は報告書の確認をもって委託の検査を行わなければならない。

支出の根拠となる検査については、法令に基づき適正な事務処理を徹底すべきである。

(13) 適正な検査事務について 【教育委員会事務局教育推進部教育長室】

(仮称) 港区内公私立学校総合サイト構築及び運用保守業務委託について、報告書が課長まで供覧されていなかった。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行わなければならないとされており、課長は報告書の確認をもって委託の検査を行わなければならない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき適正な事務処理を徹底すべきである。

(14) 適正な検査事務について 【教育委員会事務局教育推進部図書文化財課】

座席予約システム用ソフトウェアの導入作業委託について、作業報告書が検査(履行確認)後に提出されていた。(検査日 令和7年10月16日、報告書收受日 令和7年11月18日)

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、検査後に報告書類が提出されるべきではない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき適正な事務処理を徹底すべきである。

(15) 適正な検査事務について 【教育委員会事務局学校教育部学務課】

区立小学校における児童の登下校誘導業務委託の報告書收受日が履行確認日より後になっていた。(令和7年4月分から令和8年2月分)

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、検査後に報告書類が提出されるべきではない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき適正な事務処理を徹底すべきである。

(16) 適正な検査事務について 【教育委員会事務局学校教育部学務課】

中学校夏季学園実施運営業務委託（尾瀬地域）について、高松中学校分は、本来、報告書の提出を受けて履行確認すべきところ、報告書の提出日（令和7年8月8日）より前の令和7年8月1日に履行確認していた。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、検査後に報告書類が提出されるべきではない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき適正な事務処理を徹底すべきである。

(17) 適正な検査事務について 【保健福祉支援部介護保険課】

介護サービス事業者情報検索システムに係る介護保険事業者情報提供業務委託について、令和8年3月分の報告書の提出が、年度を越えた令和8年4月1日だった。

地方自治法第208条第1項では、普通地方公共団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされており、委託における報告書での履行確認は年度内に行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき適正な事務処理を徹底すべきである。

(18) 適正な検査事務について 【児童相談所児童相談課】

一時保護所給食保存冷蔵庫（備品）の購入に係る検査について、立会い及び受領を物品出納員でない者が行っていた。

港区契約事務規則第61条第1項及び平成30年4月1日付「検査事務手続の一部改正について（通知）」別表2では、備品の購入に係る検査の立会い及び受領は物品出納員が行うこととされている。

支出の根拠となる検査について、規則等に基づき適正な事務処理を徹底すべきである。

(19) 適正な地外旅費の処理について 【防災危機管理室防災危機対応力強化担当】

携帯トイレの現地調査（千葉県木更津市）の地外旅費（旅行日：令和7年12月23日及び令和8年3月18日）について、出張報告書の日付がいずれも旅行日より前（令和7年12月22日及び令和8年3月17日）だった。

総務部が定めている「近接地外旅費支出の手引（内国旅行編）」では、旅行命令権者は旅行者から旅行後に領収書の添付された出張報告書の提出を速やかに受け、添付書類、清算額を確認する旨記載されている。

出張報告書は旅行終了後に提出されるべきものであり、旅行前の日付となっていた場合、旅行実績の確認及び旅費の適正な清算確認ができないため、地外旅費の支出に当たっては、近接地外旅費支出の手引に基づき適正に処理すべきである。

(20) 適正な支出事務について 【街づくり支援部建築課】

がけ・擁壁改修工事アドバイザー業務委託について、仕様書では、同一敷地内での業務が、2回目以降の場合は、がけ等の安全化に向けた技術的及び手続上の相談並びに区のがけ・擁壁改修工事に関する支援制度の説明とされ、単価は40,000円である。しかし、同一敷地内で2回目の業務にもかかわらず、年度が異なることを理由に初回分（安全化の必要性を判定するための調査）の単価100,000円を支払っていた。

契約は当事者間で合意した内容であり、仕様書で定めた内容に基づいて適正な価格を支払

う必要がある。

支出に当たっては、仕様書に基づき適正な事務処理に努めるべきである。

(21) 適正な前渡金の処理について 【筭小学校】

令和7年6月24日の3年校外学習の児童入場料47,400円について、用件修了後5日以内に清算をしていなかった。(清算年月日 令和7年9月2日)

港区会計事務規則第86条第1項第1号では、随時の前渡金は用件終了後5日以内に清算しなければならない。

資金前渡を受けた場合は、規則に基づき適正に清算するよう徹底すべきである。

(22) 不適正な薬品の在庫管理について 【赤坂中学校】

毒物劇物管理について、管理簿と現物の重量を照合したところ、以下の薬品について齟齬があった。水酸化カリウム①：記録743g、現物688g

薬品の在庫管理は、事件・事故から生徒の安全を確保するうえで極めて重要であり、年度当初に、教育委員会事務局学校教育部から各学校あてに通知している「毒物劇物管理の徹底について」に基づき、厳重に管理するとともに適正な記録を行うべきである。

2 意見事項

(1) 適正な契約事務について 【総務部人権・男女平等参画担当】

港区中学生の広島派遣事業旅行業務委託について、2,219,435円支出していた。税抜金額2,017,668円に消費税等を合計すると、2,219,434.8円となり、契約書では「当該契約に基づく請求金額に1円未満の端数を生じた場合は当該端数金額は切り捨てる」としているため、正しくは2,219,434円である。

国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第2条第1項においても同様に、国等の債権又は債務の金額の端数計算について端数は切り捨てと規定されている。

歳出予算の適正な執行及び契約の適正な履行を担保するうえでも、法令に基づき適正な事務処理に努められたい。

(2) 適正な契約事務について 【産業・地域振興支援部産業振興課】

産業振興課事務用封筒の印刷について、ファックスで事前に受け取っていた見積書を基に令和7年4月4日に契約締結をしたが、見積書の日付欄が空欄で提出されていたため、担当者が日付を令和7年4月7日と補記していた。

総務部・会計室作成の「財務会計の手引」によると、契約処理は、見積書を徴取した後に契約を締結することとされている。

財務会計の手引に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(3) 契約内容の遵守について 【総務部人事課】

職員採用に係る募集広告作成及び掲載業務委託契約について、仕様書における報告書の提出期限は令和8年1月31日であったが、收受日は同年2月2日であり、期限までに提出されていなかった。なお、提出期限である令和8年1月31日は閉庁日であったが、仕様書及び契約条項には、閉庁日に当たる場合の提出期限の取扱いに関する定めはなかった。

契約は当事者間で合意した内容であり、受注者には仕様書等で定めた履行期限を遵守させる必要がある。また、提出期限が閉庁日となる場合の取扱いについても、あらかじめ仕様書等で明確にしておく必要がある。

業務を委託する際は、提出期限及び閉庁日に当たる場合の取扱いを明確にしたうえで、仕様書どおりに業務が履行されるよう努められたい。

(4) 適正な地外旅費の処理について 【産業・地域振興支援部地域振興課】

令和8年2月12日の大平台みなと荘（箱根）のペット対応化調査立会いのための旅費について、旅行命令簿の発令年月日が令和8年2月12日だったが、出張計画書の日付は令和8年2月9日だった。

港区職員の旅費に関する条例第4条では、旅行は旅行命令権者の発する旅行命令等によって行うものとされている。また、「近接地外旅費支出の手引（内国旅行編）」では、出張前に旅行命令を受け、出張計画書を旅行命令権者に提出することとされている。

旅行命令は、出張の必要性や内容について旅行命令権者が事前に審査し、承認するためのものである。発令年月日が出張計画書の日付より後である場合、事前承認が適切に行われたことを確認できないおそれがある。

地外旅費の支出に当たっては、港区職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。

(5) 適正な地外旅費の処理について 【教育委員会事務局学校教育部学務課】

令和7年4月24日、25日に箱根ニコニコ高原学園（箱根町）で実施した小学校夏季学園実地踏査の旅費（清算払い）について、旅行命令簿の発令年月日は令和7年4月21日だったが、学務課と教育人事企画課の職員3名の出張計画書の日付は令和7年4月1日だった。

港区職員の旅費に関する条例第4条では、旅行は旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならないとされている。また、総務部が定める「近接地外旅費支出の手引（内国旅行編）」では、出張前に旅行命令を受け、出張計画書を旅行命令権者に提出することとされている。

旅行命令は、出張の必要性や内容について旅行命令権者が事前に審査し、承認するためのものである。発令年月日が出張計画書の日付より後である場合、事前承認が適切に行われたことを確認できないおそれがある。

地外旅費の支出に当たっては、港区職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。

(6) 適正な支出科目による歳出予算の執行について 【防災危機管理室防災課】

災害対策車バッテリー交換について、需用費（備品修理費）で支出すべきところ、需用費（印刷製本費）で支出していた。

地方自治法第232条の4第2項では支出の方法として、法令又は予算に違反していないこと及び地方自治法施行規則第15条に歳出予算に係る節の区分について規定がある。また、港区予算事務規則第2条第3項では、歳出予算の執行にあたっての注意義務が定められている。

歳出予算の執行に当たっては、法令等に基づき適正な事務処理に努められたい。

(7) 適正な支出科目による歳出予算の執行について 【総務部人事課】

産業医出勤の際の飲料の購入について、需用費（食糧費）で購入するところ、需用費（一般需用費）で購入していた。

地方自治法第 232 条の 4 第 2 項では支出の方法として、法令又は予算に違反していないこと及び地方自治法施行規則第 15 条に歳出予算に係る節の区分について規定がある。また、港区予算事務規則第 2 条第 3 項では、歳出予算の執行にあたっての注意義務が定められている。

歳出予算の執行にあたっては、法令等に基づき適正な事務処理に努められたい。

(8) 適正な支出事務について 【児童相談所児童相談課】

一時保護所入所児童の健康管理のための健康診断に係る小児科医師への謝礼（3 月分）の請求書について、氏名が印字されているため押印が必要であるが、押印されていなかった。

令和 2 年 11 月 4 日付「押印の義務付け廃止の判断基準等について」では、押印を省略する場合として、本人の意思による申請であることを署名（自分の名を手書きすること）により担保する必要性があるものとされている。

請求書を受理する場合は、押印省略の判断基準に基づき適正な事務処理に努められたい。

(9) 適正な備品管理について 【教育委員会事務局教育推進部図書文化財課】

ノンボルト中量ラック 3 台（単価 80,000 円 1 台、72,000 円 2 台）が一つの備品として登録されていた。

港区物品管理規則第 6 条は、物品の区分に従い、品名別に整理しなければならない、としている。また、総務部・会計室作成の「財務会計の手引」によれば、単品で使用する事が可能な備品は、それぞれが独立した備品として登録することと記載されている。

規則等に基づいた適正な備品管理に努められたい。

(10) 適正な収納金の払込みについて 【子ども家庭支援部子ども政策課】

「特例制度対象施設証明書」の手数料収入については、手数料受取りの都度、みずほ銀行で払込みをしている。監査実施当日、手数料現金 300 円を保管していたが、受取日は令和 8 年 5 月 14 日で、収納処理は令和 8 年 5 月 20 日の予定だった。

港区会計事務規則第 33 条第 1 項では、出納員は取り扱った収納金を納付書によって、即日又は翌日に払込まなければならないとされている。

収納金を取り扱った際は、規則に基づき適正に処理されたい。